

# 特定疾患医療受給者証交付申請書 ( 新規用 )

受給対象者	ふりがな		生年月日	大・昭 平・令                      年           月           日
	氏名			
	住所	〒		
	加入医療保険	保険種別	協会けんぽ・健保組合・国保・退職国保・後期・共済・国保組合・船保	
	被保険者氏名		受給者との続柄	
	住民票上の同一世帯内での税法上の扶養関係 <small>(確認の上、正確に申告してください)</small>	同一世帯内の誰かに税法上扶養されて ・いる → 扶養者名 (                      続柄                      ) ・いない		
	受給者番号			※ 以下に該当する方は、その番号をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 他の疾患で「特定疾患医療受給者証」をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 過去に「特定疾患医療受給者証」をお持ちだった方 <input type="checkbox"/> 現在「特定疾患登録者証」をお持ちの方
	疾患番号		疾患名	
	重症患者認定申請	有 ・ 無	※ 同時に申請する場合は、有に○をした上で、別に重症患者の認定申請にかかる書類の提出が必要です。(ただし、スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病、重症多形滲出性紅斑の方は不要です。) また、原則として所得に関する書類の提出は不要です。(ただし、重症認定のみ不承認となった場合には、改めて提出をお願いします。)	
生計	生計中心者とは「患者の生計を主として維持する者」で具体的には以下のとおりです。 ※ 重症申請をされる場合は、生計中心者欄の記載は不要です。			
	【社会保険（国保および後期高齢者医療保険以外の保険）に加入の方】			
	① 税法上の扶養者と医療保険の被保険者が同じ場合…生計中心者は「患者が加入する医療保険の被保険者」です。 ② 税法上の扶養者と医療保険の被保険者が異なる場合…生計中心者は税法上の扶養者です（就労1年目の者は除く）			
中	【国保および後期高齢者医療保険に加入の方】※生計中心者は以下の順にしたがい決定します。			
	① 住民票上、患者と同一世帯で税法上患者を扶養している者 ② ①の扶養関係にない場合は、原則として住民票上、患者と同一世帯の最多収入者 ③ 自らの収入により生計を維持する患者本人 又は ①②以外で患者の生計を主として維持する者			
心	ふりがな		受給者との続柄	
	氏名			
者	住所	〒		階層区分 (記入不要)
	生計中心者の18歳以下扶養関係	※今回提出される所得税額確認書類の年の年末時点での状況を記入してください。 生計中心者の世帯に18歳以下の子が ・いる → 0～15歳 (   ) 人    16～18歳 (   ) 人 ・いない		
	同一世帯内で申請者の他に受給者証の交付を受けている者	有 (氏名                      ) ・ 無 (受給者番号                      )		
医療機関	滋賀県と委託契約を結んでいる医療機関であればどこでも受診できます。			保健所受付印

<裏面もご記入下さい。>

